

2024年12月2日

## 公立大学法人会津大学との遺言信託による遺贈の提携について

東邦銀行(頭取 佐藤 稔)は、公立大学法人会津大学(理事長 東原 恒夫)と遺言信託による遺贈について提携しましたので、お知らせいたします。

公立大学法人会津大学は、会津大学並びに会津大学短期大学の2つの大学を設置・運営し、それぞれの専門分野の人材育成や研究等を通じて産業・文化の振興への貢献に取り組まれています。この度、寄附による教育・研究の充実を目的に、遺贈による寄附の受入れを開始されたことから、本提携に至ったものです。

本提携により、当行の「遺言信託」スキームを活用し「遺贈」することで、公立大学法人会津大学の発展に貢献されたいお客さまの想いを実現することができます。

当行は、今後もお客さまのニーズに応じたサービスを提供し、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

記

### 1. 提携先

法人名 (設置大学)	公立大学法人会津大学 (会津大学、会津大学短期大学部)
代表者	理事長 東原 恒夫
所在地	福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90
大学開学	1993年4月

### 2. 提携内容

- (1) 公立大学法人会津大学へ遺贈の相談があった場合、ご相談者さまを当行にご紹介いたします。
- (2) その場合、当行は「とうほう遺言信託」で遺贈を含めた公正証書遺言を作成します。ご相続が生じた際は、遺言執行により公立大学法人会津大学への遺贈を実現します。
- (3) 当行は、「とうほう遺言信託」のご相談者さまに遺贈のご意向がある場合、遺贈先の1つとして、公立大学法人会津大学を案内いたします。

### 3. 提携日

2024年12月2日

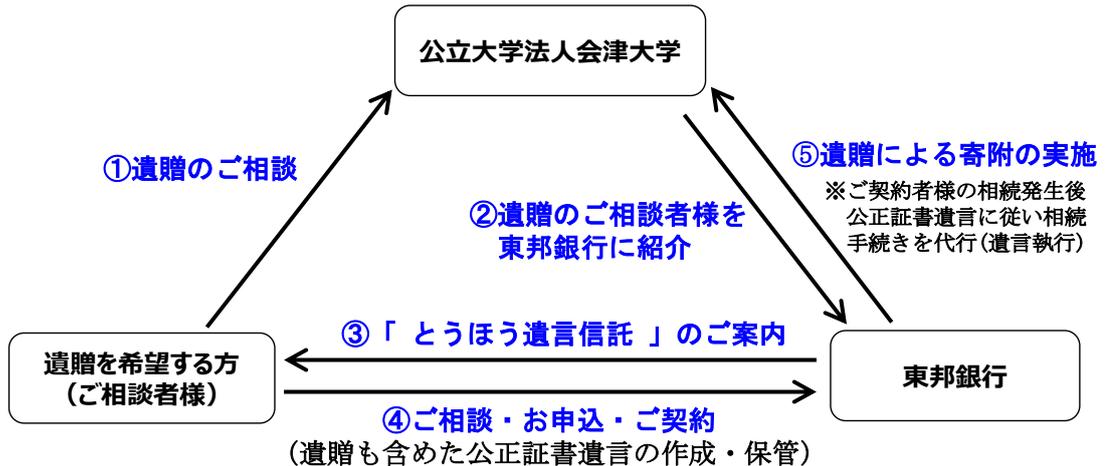
### 4. 関連するSDGs



東邦銀行グループでは、『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

以上

## 1. 公立大学法人会津大学との提携スキーム



※公立大学法人会津大学への遺贈を希望される場合、「公立大学法人会津大学」、「東邦銀行」のいずれもご相談を受付しております。

## 2. 「遺贈（いぞう）」

- (1) 遺贈とは、遺言により自身の財産を相続人以外の人や大学法人・公益法人・団体等に無償で譲ることをいいます(財産の寄附)。
- (2) ご自身の財産をご相続発生後に寄附するためには、法的な効力がある「遺言書」に記載することが必要となります。

## 3. 「遺言信託」

取扱商品	商品内容
とうほう遺言信託	以下の①～④により、東邦銀行がトータルでお客さまをサポートいたします。 ① 遺言書作成のご相談 ② 財産目録の作成 ③ お客さまのお考えに基づく公正証書遺言の作成・保管 ④ ご相続が生じた際は、公正証書遺言の内容の通りに、遺言執行手続き(相続手続き)を行います。

## 4. とうほう遺言信託・遺贈に関するご相談

- (1) 相続・遺言・遺贈に関する個別相談会を各支店で随時開催しています。
- (2) ご相談は最寄りの支店、または下記の専用フリーダイヤルまでお願いいたします。

信託専用フリーダイヤル 0120-104471 (受付 平日9時～17時)

以上